

## 平和モニュメントと復興

淵ノ上英樹

(広島大学大学院国際協力研究科研究員)

### はじめに

1949年8月6日、広島市において「広島平和記念都市建設法」<sup>1</sup>が施行された。広島市の戦後の平和構築におけるこの法律の重要性は篠田(2007b)などでも論じられている。この法律の中で謳われている「平和記念都市(Peace Memorial City)」という名称は、広島市が一都市として世界で初めて冠した公称である。法案を作成した広島選出参議院議員・寺光忠は、「『平和記念都市』とは『恒久の平和を象徴する都市』という意味である。この意味においては『平和都市』とだけ言ったほうが、理論的には良かったのである。ひるがえって「記念」という語は、正しくは『象徴』という語に置き換えられて、『平和象徴都市』とせられるべきものであったのである」と後に述べている(寺光 1949, p.14)。この法律の指針に沿って建設された平和記念公園(Peace Memorial Park)や平和記念資料館(Peace Memorial Museum)、原爆ドーム(Genbaku Dome or A-Bomb Dome)などは、この定義を当てはめれば、「広島市にある恒久の平和を象徴する施設」ということになる。本稿では、このような施設のことを平和記念施設と呼ぶことにする。

本稿の目的は、平和記念施設が、人々にいかなる影響を与えたのかを、原爆ドームを例にとり明らかにすることである。原爆ドームに特に着目する理由は、それが象徴と呼ばれるものになったからである。長崎市であれば平和祈念像、または1950年代までは浦上天主堂が長崎市の被爆の象徴と呼ばれるものであ

---

<sup>1</sup> 寺光 (1949, p.7)によれば制定当時の英名は”Act for Construction of Hiroshima, Eternal Peace Commemorating City”であった。広島市役所国際交流担当(2007)によれば、現在の正式名称は”Hiroshima Peace Memorial City Construction Law”である。これは1990年代に正式英名を付ける必要があったため、それまで一般に使われていた表現をそのまま採用したとのことであった。寺光(1949)に掲載されている英名は把握していなかったとの回答であった。

った。沖縄であれば平和の礎がこれに該当する。いずれも形態、設立経緯、そしてそこで起こった出来事は独特である。であるがゆえにその土地の特殊性や事情を象徴と呼ばれるものは反映している。そしてその存置や建設が地方議会での議論になるほど影響力が強い。よって象徴と呼ばれるようになった原爆ドームに注目し、人々に与える影響を分析する。ここでいう「人々」とは単に広島市民を指しているのではない。被爆後にやってきた連合軍兵士や、戦後教育を受けた我々をも含む。原爆ドームのような象徴と形容される平和モニュメントが、戦後復興に関連して人々にどのようなメンタル面での影響を与えたかを分析する。それにより広島市の被爆後の復興という特殊な事例における、復興のメンタルな側面での平和モニュメント<sup>2</sup>の役割が明らかになる。本稿の意義は、その影響分析により、他の事例研究も合わせた上で、平和モニュメントを利用した紛争後社会での平和構築の一般化に寄与することにある。

そのために、まず第2章では、平和記念施設とは何かについて論じる。次に第3章ではその平和記念施設が建設された経緯と、その前後の広島の歴史について振り返る。そして第4章では平和記念施設の中で、特に原爆ドームに注目し、象徴としての意味の変化を追いかける。そして人々にどのような影響を与えたかを考察する。最後に第5章でむすびとし、復興のメンタルな側面における平和モニュメントの役割についてまとめる。さらに研究中に感じた限界とそれに対する対処、そして今後の発展についても述べる。

## 1. 平和記念施設

広島平和記念都市建設法の第2条は建設すべき施設について言及している（『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号 昭和24年版』1950, pp.4）。

### 第2条

1. 広島平和記念都市を建設する特別都市計画（以下平和記念都市建設計画という。）は都市計画法（大正8年法律第36条）第1条に定める都市計画の外、

---

<sup>2</sup> 「平和モニュメント」とは、その目的として平和が謳われているモニュメントのことを本稿では指す。それが実際に平和に寄与しているかどうかは、本稿では問わない。

恒久の平和を記念すべき施設その他平和記念都市としてふさわしい文化的施設の計画を含むものとする。

平和記念都市としてふさわしい文化施設について、「ふさわしい文化施設の、その一例として、法律は『恒久の平和を記念すべき施設』をあげている。恒久の平和を記念すべき施設、すなわち記念館、記念塔などのようなものは平和都市ヒロシマに必備すべきものである。」と寺光は述べている(寺光 1949, p.19)。つまり平和記念施設とは、広島市に建設される恒久の平和を記念(象徴)する施設である。それが具体化したものが現存する平和記念公園、平和記念資料館、原爆ドームということになる。

では一般に恒久の平和を記念する施設とはいったいどのようなものであろうか。ピーター・ファン・デン・ダンゲンの研究報告「ルーサン国際戦争と平和博物館」(2000, 2001)は、恒久平和を記念する施設とは何かという点を理解する手助けになる。以下、要約する。

1902年6月7日、ロシア国枢密顧問ジャン・デ・ブロッホの提唱によって、スイスの小さな街・ルーサン(Lucerne)にルーサン国際戦争と平和博物館が開館した。その目的は、過去の戦争の実相や将来の戦争の恐怖を分かりやすく展示しながら、平和のための運動を促進することである(ファン・デン・ダンゲン 2000, p.92)。この博物館は、ブロッホ自らが企画、出資したものでブロッホの思想を具体化したものであった。では、ブロッホの思想とは何か。それは彼の著書『将来の戦争』(the Future of the War)で表現されている。『将来の戦争』は全6巻にも及ぶ長編であるが、それを要約した”The future of war in its technical, economic and political relation”が英語で出版された。この著作が出版されるまで軍事専門家と平和主義者、それぞれの研究報告、著書は、それぞれの関心や知識外のことを無視していた。ブロッホの業績は、そのギャップを埋め双方の分野で著名となった。彼は将来の戦争は可及的効率的になされなければならないことを、各国の経済状態を正確に紹介しながら、論証しようとしたのである(ダンゲン p.94)。そして、大国間の将来の戦争は不可能である(戦争の不可能性)という結論を導いた。「戦争の不可能性」の意味は、そうした戦争はもはや問題を解決する合理的な道具でありえない、なぜなら、それは必然的に戦争当事国

相互の経済的、社会的、政治的破壊を導くからである、ということであった（同書 p.95）。

ブロッホがそうした思想を具体化する手段として博物館を選んだ理由のひとつは、博物館なら、彼の手の届かないところにいる多くの大衆の注意をひきつけられると考えていたからである（同書 p.97）。彼は、「戦争の絶滅とは大衆の無知の根絶と同義」と考えていた。ブロッホの博物館が伝えるメッセージとは、近代の軍国主義を創出した勢力が、その欠陥をさらけ出しているというものであった。この博物館から生じる利益は全人類に還元され、文明の大義を伸長させると彼は考えていた（同書 p.97）。Stead(1902)は、この博物館を「一般性と科学性、見せ物的要素と教育的要素の巧妙な組み合わせ」と評した。

ブロッホが博物館建設を計画したとき、平和主義者はある点を危惧した。すなわち、その博物館が彼の著作で展開した自説「戦争の不可能性」を強く宣伝する道具として使われるのではないかというものである（ダンゲン 2001, p.91）。しかし、そういったものではないという論評もあった（New York Times, 29 June 1902, p.32）。彼の結論は、「戦争の不可能性」、いわゆる「クラウゼヴィッツ的戦争（『戦争とは、相手に我が意志を強要するために行う力の行使（クラウゼヴィッツ 2001, p.22）』）の終焉」、すなわち大国間の戦争はもはや不可能であり、平和の必要性であった。彼は、その結論を自ら語らず、著作の読者や博物館の来訪者に理解を委ねる形をとった。「一般性と科学性、見せ物的要素と教育的要素の巧妙な組み合わせ」の展示形態をとったのも、そのような意図による。結果として平和主義者から「戦争と軍隊に妥協している」「目的がはっきりしない」「平和のメッセージが不十分」といった批判を受けた（ダンゲン 2001, p.92）。しかし、ブロッホは、愛国的感情の昂揚や軍事力の誇示を目的とせず、戦争を純歴史的に展示したというところにあった（同書 p.93）。

以上、ファン・デン・ダンゲンの研究報告を要約した。彼はまず、博物館の目的を明示した。それは、ブロッホの思想「戦争の不可能性」を具体化し大衆に伝えることだった。「戦争の絶滅とは大衆の無知の根絶と同義」と考えたブロッホは、思想を大衆に伝える手段として博物館を選んだ。しかし、その博物館の展示は、自らの思想を押しつけるものでなく、数字や図表などを使用して客観に徹し、来訪者自らが博物館の展示の意味を判断できるようになっていた。

つまりブロッホにとって恒久平和を記念する施設とは、大衆の無知を根絶し、平和を啓発する施設であった。

では、現代において恒久の平和を記念する施設とはどのようなものであると考えられているのか。1988年大阪国際平和センターと立命館大学国際平和ミュージアムで開催された第3回平和博物館国際会議で、ヨハン・ガルトゥングは、「平和博物館は、人々に平和に関する情報を提供し、その目的を達成する方法を提示する所」と定義した(山根 2003)。山根(2003)は、「平和の実現を目指す博物館・美術館は、『平和のための博物館・美術館』とまとめて呼ぶことができよう。」と述べている。この山根の訳出した定義は、1995年、国際連合がまとめた *Peace Museums Worldwide* 刊行の際、ベースとなった定義でもある。1998年にはこの改訂版が出版された。

*Peace Museums Worldwide* には、オーストラリア、オーストリア、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、オランダ、北アイルランド、ノルウェー、スイス、イギリス、アメリカにある計50の平和に関する博物館や美術館が紹介されている。作成は、まず、1992年にイギリスのブラッドフォードで開催された第1回平和博物館国際会議の平和博物館名簿に記載されている29の平和博物館、16の平和関連博物館、10のその他の博物館に対して質問状を送付することから始まった (*Peace Museum Worldwide* 1995, p.6)。質問状の内容は①名称、②創立日、③管理責任団体名、④住所、開館時間、責任者名、⑤目的および内容、⑥特別な活動および展示、⑦刊行物、以上7点である。

この *Peace Museum Worldwide* には広島平和記念資料館も掲載されている。広島平和記念資料館についての記述を見てみると、その目的は以下である。

“To ensure that reality of the nuclear bombing is passed down to future generations and to spread “The spirit of Hiroshima” which entreats the realization of total abolishment of nuclear weapons and an eternal world peace.” (*Peace Museums Worldwide* 1995, p.26)

他方、平和記念資料館の図録には、明確に目的の記述はないが、「はじめに」では以下のように記載されている。

「平和記念資料館は、被爆者の遺品や被爆の惨状を示す写真や資料を収集・展示するとともに、広島市の被爆前後の歩みや核時代の状況などについて紹介しています。資料の一つ一つは、人々の悲しみや怒りがこめられています。原爆の惨禍からよみがえったヒロシマの願いは、核兵器のない平和な社会を実現することです。」

つまり、広島平和記念資料館は「核廃絶」または「非核」の啓発を目的としていることになる。

藤原(2001)は、広島市の平和記念資料館とワシントンのホロコースト博物館を比較しながら、平和記念資料館の目的について、「歴史一般ではなく特定の事件について、さまざまな戦争観ではなく特定の戦争認識を、直接の経験者ではない人々に記憶として伝えている。」と述べている。平和記念資料館は、平和憲法の「戦争の放棄」または「非戦」を念頭に置いた「非核」の啓発機関である。一方、ホロコースト博物館は、「正戦」を念頭に置いた「人権」または人道的介入肯定の啓発機関である。どちらにも共通する点は、戦争被害を被害者の視点から語り継ぎ、戦争の記録を集め、伝えようとする人々が、「思い出し、伝える」作業の一貫として博物館を作ったことにある（同書 p.33, 37）。一方、余談ではあるがホロコースト博物館は、*Peace Museum Worldwide* には掲載されていない。

以上、平和博物館や資料館の主目的は大衆の啓発である。その啓発内容については博物館や資料館によって様々である。ブロッホのように個人の思想をなるべく客観的に啓発しようとするものや、広島平和記念館のように「非核」という特定の思想を啓発するものもある。

寺光も述べているように、一般に恒久の平和を記念する施設には、こうした博物館や資料館だけではなく、記念塔のような象徴と呼ばれるものも含まれる。広島市であれば原爆ドーム、長崎市であれば平和祈念像、沖縄県であれば平和の礎、水俣市であれば水俣湾埋立地、大韓民国のチョナン市であれば独立記念館にある民族の塔などが、これに該当する。上記を眺めただけでも、象徴と呼ばれるものは見た目も、象徴となった経緯もユニークである。であるがゆえに、それぞれが抱えた惨事など個性を引き立たせる役目も果たしている。その象徴

が象徴になるまでの経緯、それに対する被害者の想い、それを受け継いだものの想い、そうしたものを整理することで、その象徴の意味や周囲に与える影響の分析が可能になる。そのため次章では、広島市の平和記念施設の設立経緯とその前後の広島市の歴史について整理することで、原爆ドームの影響分析の準備を行いたい。

## 2. 広島市の第2次大戦前後の歴史と平和記念施設

平和記念施設に関する歴史に関して、第二次大戦以前と以後で広島市のアイデンティティーについて大きな変化があった。その変化を把握する意味でも明治維新以降からの歴史を踏まえておく必要がある。明治維新後、広島市は日清戦争の頃から軍都の様相を呈していく。1888年、全国に陸軍6師団が配置され、広島には第5師団が配置された。1889年、県令千田貞暁（せんだ さだあき）によって企画された宇品港が完成、1894年8月4日には鉄道宇品線が起工し、わずか17日の突貫工事で完成する。鉄道完成後、沿線には陸軍の兵器、被服、糧秣の3支びょう関連施設が発達した。1894年9月15日から1895年4月27日まで広島の第5師団司令部会議室に大本営が移り、明治天皇がこの間玉座を広島に移した。それに伴い大日本帝国議会も広島に移り、第5師団西練兵場内に帝国議会が仮設された。これが広島市が「軍都」と呼ばれるようになった由来である。日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦のいずれにも第5師団は出動し、広島の軍都としての性格を強めていった。

太平洋戦争末期の1945年4月7日、本土決戦に備え、鈴鹿山脈を境に東に第一総軍、西に第二総軍が編成された。その第二総軍司令部が広島市内の二葉の里の元騎兵第5連隊兵舎に置かれた。このことが太平洋戦争末期まで広島が軍都であったことの証である。第5師団は、1945年8月の終戦を、オーストラリア北方諸島地域（セラム島）で迎えた（広島県史 現代 1983, p.24）。この事が、戦後、アメリカ軍ではなくオーストラリア軍が広島市を管理した理由という説もある。

1945年8月6日午前8時15分、広島市に原子爆弾が投下された。同年12月末までの死者数は約14万人。当時の広島市長・栗屋仙吉も被爆死した。1946

年2月6日の中国新聞によれば、広島市の人口は1945年7月1日24万5423人から1946年1月1日15万1693人に減少した。<sup>3</sup>第二総軍司令部もすっかり廃墟になった（小倉 1948, p.119）。広島は人的にも物的にも完全に破壊された。その「軍都」というアイデンティティとともに。この点について小倉は著書『絶後の記録』の第10信『「軍都」の最後』の中で、「しかし、『軍都』は消滅しても『広島』は消滅しない。七つの清流、七つのデルタは古のまま。『水郷』広島は滅びはしない。そして『平和の都』としてよみがえりつつある。『不死鳥』が廃墟から羽ばたきあがろうとしているのだ。『平和の都』は『永遠の都』だ。大きな犠牲は、後の世界に無言の警告を発して、大きな美しい果実を結ぼうとしている。」と述べている（小倉 1948, p.198）。

しかし、被爆直後から自主的な復興活動は始まっていた。これは太平洋戦争中、空襲を受けた場合の備えについて各自治体の準備ができていたからである。昭和16年広島市の防空計画が『広島原爆戦災史』（広島市 1971, pp.1-320）に掲載されている。例えば、広島市の防空本部の内規では、市内のどこかに被害を受けたら、本部員は直ちに本部に集合して行動を起こすことになっていた（浜井 1967）。後の広島市長で被爆当時、市の配給課長であった浜井信三の著書『原爆市長』によれば、生き残った助役、考査役、収入役を中心とした市の防空本部が、被爆直後から焼け残った職業紹介所に臨時に設置された。防空本部は同日午後には市役所前に移設された。市の防空計画では、空襲を受けた時の配給作業には、宇品の機甲訓練所のトラックを動員することになっており、そのトラックを使って府中町の食糧営団の倉庫に保管していた乾パンなどを被爆当日から配給した。

宇品で調達したトラックが府中町の食糧倉庫に到着したとき、すでに呉市から応援に駆け付けたトラックが1台待機していた。こうした呉方面からのトラックについて小倉(1948, pp.27-28)は、「俺が立川の家の前にたどりついたのは、あの日（8月6日）の9時過ぎ、あるいは10時近くでもあったろうか。（中略）俺が着いた時のトラックの輻輳ぶりはまさにものすごかった。何しろ一瞬に壊滅した広島という『軍都』と、度々の空襲で半身不随になってはいたが、まだ

---

<sup>3</sup> 市勢要覧の存在しない1945年7月の人口の記録を中国新聞が書き残していたのは貴重である。この数字がどこから引用されたものか、今は知る術もない。



息の根のあった呉や広という『軍都』との陸上唯一の主要交通路の滝口になったわけだからね。とにかく入るトラックと出るトラックの死に物狂いの大混雑さ。」と当時の様子を書き記している。翌日7日の朝には、周辺市町村からの炊き出しの握り飯が市役所の前に相当量運び込まれていた。同日の午後5時ごろには、爆心地から約2キロメートルにある宇品警察署の巡査が羅災証明書を被爆者に発行している模様が撮影されている（平和記念資料館展示資料より）。その証明書の発行を受ければ、被爆者は戦時非常用の救援食料の配給を受けることが可能になった。こうした事実は周辺市町村と復興支援のコーディネーションが事前にしっかりなされていた証でもある。

上述した公の機能だけでなく民間も早くから機能しだした。1951年8月6日の中国新聞で山本中国新聞社長は、「その日(8月6日)はとうとう出社できず、翌日出社してみるとケガをした連中が『こういった時こそ新聞を』といった意気込みで働いており、早速温品の疎開工場につめかけ、手足の不自由なのが我が家を放り投げて働いてくれた結果、3日後から発刊できるようになりました。“原爆も伝統は焼けない”ということとそのとき痛感しましたね。」と語った。翌日の7日には鉄道が復旧し、9日には市内を走る路面電車も一部復旧した。

8月8日には陸軍の要請で物理学者の仁科博士が広島に入り、現地調査を行った。その結果、大本営発表の言うところの「新型爆弾」が「原子爆弾」であり、爆心地も特定された。それは産業奨励館の東側、広島郵便局北側あたりであった。投下された爆弾が原子爆弾であったということを広島にいた人間が投下直後に把握していた様子が小倉(1948)で紹介されている。被爆直後の8月6日の午前中、比治山で小倉が遭遇した若い軍人が、市内の被害の様子を見ながら投下された爆弾が原子爆弾だと語った。

1945年8月9日には長崎に原子爆弾が投下され、8月15日、ポツダム宣言を受諾し大日本帝国は無条件降伏、終戦を迎える。9月26日、連合軍先遣隊が呉に上陸した(広島県史 現代 1983, p.2)。米第6軍第10軍団先遣隊が大阪から広飛行場に到着。先遣隊は6名で、呉鎮守府長官邸で高野広島県知事、石原警察部長、鈴木呉市長らと会見した。しかし、当時の広島市内には進駐軍は駐屯せず、呉市、広地区(現在は呉市の一部)、海田市、江田島などに駐屯した。現在は海田も広島市の一部になっている。占領軍の当初の主目的は、旧大日本帝

国軍の武装解除ならびに軍事施設の解体であった（同書 p.18）。軍都広島を中心に県内には第二総軍司令部などの軍事機構の他に重要な軍事施設が多数おかれていた。その多くはすでに戦災によって大きな被害をこうむっていたにもかかわらず、占領軍の接收対象となった（同書 p.21）。

1945年8月20日、被爆後初の市議会が開かれた。その議題は新市長の推薦であった。市議会議事録を見ると、当時の混沌とした様子が伺える。市議会は藤田一郎氏を市長として推薦する決議を行うが、肝心の藤田氏からは内諾を得ず行った。決議後、いかに藤田氏にお願いするかということについて、「広島市会カラ何人カヲ御選ビ下サイマシテ直接藤田氏ニ我々ノ熱ノアルトコロヲ御伝達願フテ是非御就任方ヲ戴ク様ニ懇請シタラ如何ナモノダラウカト思ウノデアリマスガ・・・」などという議論が続く（『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』1987, pp.31-32）。結局、藤田氏には承諾してもらえず、9月29日の市議会で木原七郎氏を市長として推薦する決議を行う。そして10月22日、木原七郎市長が誕生した。この時、次期市長の浜井信三が助役に就任する。

1945年11月13日、広島市議会は戦災復興委員会を結成した。同時に連合国総司令部（General Headquarters/ Supreme Commander for the Allied Powers : GHQ）マッカーサー元帥に対し、復興補助の要請を決定する。12月8日には広島県が県戦災都市復興委員会を開催、翌12月9日には広島市が市議会、連合町内会長、町内会長らを集め、市戦災復興会を結成した。

1946年1月9日、広島市復興局が設置され、2月15日広島市復興審議会が設立された。2月25日、復興審議会は比治山公園から己斐にかけて幅100メートル道路建設、西練兵場および広島城跡は官庁・学校街、爆心地には公園・記念施設、吉島には国際飛行場などを含む都市計画案を発表した。3月7日、広島市復興審議会が広島市の性格を「産業、政治、経済の中心都市、学園都市、文化観光都市を兼ね備えた総合都市とする」と決定する。4月13日の中国新聞に、広島市の長島敏復興局長が「平和と文化の都市 夢みる広島復興の素描」を寄稿した。5月7日、広島市が現在の平和大通りなどを含む幅100メートルから20メートルの幹線街路計画を発表した。

1946年5月、広島市復興のため、連合国呉駐留軍の英ハービー・サテン少佐（医学博士）、米ジョン・モンゴメリー中尉（ミシガン州地域計画顧問）が広島

市復興顧問に就任した。両氏は広島市復興審議会にも出席し、爆心地の保存と産業奨励館周辺に来訪者用施設の設置を助言した。5月26日、広島市戦災死没者供養塔が慈仙寺鼻に完成し、開眼法要が行われたが、この戦災供養塔に関してモンゴメリー中尉は「戦災供養塔は国際平和記念塔とするのが望ましい。占領が続いている限り国際平和会議は夢物語」と語った（中国新聞 1946年6月16日）。「平和記念」という言葉は、このあたりからヒントを得た可能性がある。

被爆1周年を迎えるにあたり、広島市や地元の団体が記念式典の構想を打ち出した。まず広島県商経会と本通商店街が共同で、8月5日から7日の3日間、世界平和記念祭を計画した（中国新聞 1946年7月2日）。広島市は8月6日を中心とする復興祭計画を発表した（中国新聞 1946年7月6日）。この当時の原爆投下に関する考え方として、木原市長がビキニの原爆実験について残した談話が興味深い。木原市長は「広島に対する原子爆弾が世界の平和を促進し、市民の犠牲がその幾百倍、幾千倍の世界人類を戦争の悲劇から救出することができた。ビキニ実験は広島の当時の惨状を改めて世界に訴える好機である。世界の同情はおのずから広島へ集まるであろう。平和をもたらした原子爆弾が破壊のためでなく、永遠の平和を確立し、原子力が人類の幸福のために利用されることを念願する（中国新聞 1946年7月3日）」と述べている。「平和をもたらした原子爆弾」という表現は、占領下における広島に様々な影響力が及んでいたことを物語っているのではなかろうか。そうした影響力も考慮して当時の発言などを分析する必要があるだろう。8月5日には、のちの平和記念式典の原型となった広島市による平和復興市民大会が開催された。同年11月1日、国の戦災復興院が設立され、広島復興都市計画を告示した。

1947年になり、楠瀬常猪広島県知事主催による復興座談会が開かれた。その中で高良富子呉市助役は、「びょうびょうたる焼け跡は、世界平和の永久維持のための記念の墓場として、そのまま残して欲しい。多くの人々の死んだ土地の上に街を作るのはどうかと思う。新しい広島は無理に元の広島に帰る必要はない。市の周辺に新しい場所を求めて、そこに広島市を復活させたらよかろう。」と述べた（広島市 1996b, p.249）。広島市という都市の復興を願う人だけではなく、それをあきらめた人も当時は存在していたということになる。

1947年4月17日、浜井信三が市長に選ばれた。浜井市長は東京大学法学部

卒業。1932年広島商工会議所、1935年広島市役所、商工課、人事課、配給課、物資課の課長を経て1945年に助役を経て広島市長になった。その直後の5月3日には日本国憲法が施行された。新しく施行された憲法には戦争の放棄が謳われた第9条が盛り込まれた。これにより、軍都広島という戦前のアイデンティティーの復活は、事実上不可能になった。同年12月17日、昭和天皇が広島を訪問した。1948年6月20日、市議会で平和記念公園建設が決定される。1949年5月11日、広島平和記念都市建設法が国会で決議された。以下、広島平和記念都市建設法全文を記載する(『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号 昭和24年版』1950, pp.4-5)。

#### (目的)

第1条 この法律は恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。

#### (計画および事業)

第2条 1. 広島平和記念都市を建設する特別都市計画(以下平和記念都市建設計画という。)は都市計画法(大正8年法律第36条)第1条に定める都市計画の外、恒久の平和を記念すべき施設その他平和記念都市としてふさわしい文化的施設の計画を含むものとする。

2. 広島平和記念都市を建設する特別都市計画事業(以下平和記念都市建設事業という。)は平和記念都市建設計画を実施するものとする。

#### (事業の援助)

第3条 国および地方公共団体の関係諸機関は、平和記念都市建設事業が、第1条の目的にてらし重要な意義を持つことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

#### (特別の助成)

第4条 国は平和記念都市事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第73条)第28条の規定にかか

ならず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第5条 1. 平和記念都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも6ヶ月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2. 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(広島市長の責務)

第6条 広島市の市長は、その住民の協力および関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(法律の適用)

第7条 平和記念都市建設計画および平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定がある場合を除く外、特別都市計画法（昭和21年法律第19条）および都市計画法の適用があるものとする。

附則

1. この法律は公布の日から施行する。
2. この法律施行の際現に執行中の広島特別都市計画事業は、これを平和記念都市建設事業とし、第2条第2項の趣旨に合致するように都市計画法第3条の規定による手続きを経て、これを変更しなければならない。

寺光忠著『ヒロシマ平和都市法』が、住民投票が行われる前に市民に配布された。同書は広島平和記念都市建設法の解説書である。その中で「平和記念都市」とは、「恒久平和を象徴する都市」という意味であると述べられている。また本稿の冒頭で紹介したように、寺光は同書の中で、「この意味においては、

『平和都市』とだけ言ったほうが、理論的にはよかったのである。ひるがえって『記念』という語は、正しくは『象徴』という語におきかえられて、『平和象徴都市』とせられるべきでもあったのである。」と述べている。

同年7月7日、広島市で日本初の住民投票が行われ、広島平和記念都市建設法が支持された。住民投票の結果は、以下の通りである（『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号 昭和24年版』1950, p.3）。

有権者総数	121,437 人
投票総数	78,962 票（投票率 65%）
上記のうち	
有効投票	78,192 票
賛成	71,852 票
反対	6,340 票

上記のように、圧倒的多数をもって広島平和記念都市建設法が広島市民に支持された。そして同年8月6日、広島平和記念都市建設法が公布された。篠田(2007b, p.331)によれば、この建設法成立の結果、①復興財源確保策として旧軍用地の無償払い下げが可能になり、②国家予算を使つての支援も促進されることになった。この法律公布により、広島市の一般会計における歳入は下記のように増加した（『市勢要覧』1948, 1949, 1950, 1951）。

年度	歳入合計
昭和22年度	82,632,299 円
昭和23年度	452,283,480 円
昭和24年度	1,071,459,371 円
昭和25年度	1,041,793,462 円

広島で広島平和記念都市建設法が施行された1949年前後、ジョン・ハーシー著『ヒロシマ』が日本で出版された。その英語版にあたる『Hiroshima』が、1946年8月、ニューヨーカー誌に掲載され、広島のごとは瞬く間に全米に知れ渡つ

た。この訳本『ヒロシマ』が日本で出版されたのは1949年であったが1946年の10月にはすでに中国新聞で紹介されていた。よって日本で出版される以前から『Hiroshima』のことは話題になっており、カタカナ表記で「ヒロシマ」とすれば、それはすなわちジョン・ハーシーの『Hiroshima』を指し、また「被爆した広島」として認知されるようになった。

『Hiroshima』によって、ヒロシマに対する関心や同情が高まった頃、一人の日本人が1948年10月から1949年にかけてアメリカのメソジスト教会ミッション・ボードの招聘を受けてアメリカに渡った。その日本人・谷本清は広島流川教会の牧師であり、『Hiroshima』の登場人物でもある。彼は全米を講演して歩いた。その途中、ヒロシマ・ピース・センター建設構想を打ち出し、ジョン・ハーシーらと共同して、その実現に奔走した。彼は当時のことを著書『ヒロシマの十字架を抱いて』（1950）に書き記している。そのいくつかを紹介する。

谷川はアインシュタインと少なくとも2度会っている。最初の面会で、別の牧師の「アメリカは原爆を作るべきではなかったのか」という問いに対し、アインシュタインは以下のように答えている。「原爆を作ったのが悪いのではない。実戦に使用したのが悪いのである。万一、威示するのが必要であったなら、人のいない田舎や小島に落としてでも事足りたはずだ。そうしなくても日本は殆ど手を挙げる状態になっていて、日本の幸福は時の問題だったのではないか。」谷川が全米をまわり、広島について講演しながらヒロシマ・ピース・センター建設の助力を嘆願する中、再びアインシュタインと会う。その時、アインシュタインは谷川に、「広島悲劇を第二次大戦の記念とすることは確かに意味のあることである。」と語った。アインシュタインは、ジョン・ハーシーの『Hiroshima』を1,000部買い求め、友人たちに送って平和運動の資料にした。

Tanigawa(1949)によれば彼の提唱していたヒロシマ・ピース・センター（出稿時点では World Peace Center）とは、”We propose the establishment of a World Peace Center, international and non-sectarian, which will serve as a laboratory of research and planning for peace education throughout the world; and in connection with this center, we propose various subsidiary agencies.”というものであった。国際関係論や平和学の大学院レベルの教育が受けられる研究教育機関を具体的にはイメージしていた。

谷川の提唱するヒロシマ・ピース・センター実現に尽力したノーマン・カズンズ氏は、1949年の8月、広島を訪れた。彼は爆心地や病院、孤児院などを浜井市長の案内で訪れ、ヒロシマ・ピース・センターには医療機関や孤児院などの福祉施設も必要だと述べている (Cousin, 1949)。彼が広島を離れる際、浜井市長に対し、何かアメリカでできることはないかと尋ねたところ、浜井市長は以下のように答えた。以下、全文を引用転載する (同書, p.21)。

“There is much I would like to say to America. First of all, I would like to thank those Americans who have helped us to bring a dead city back to life. It is not my place or purpose to try to tell Americans what ought to be done. But what I can do is to tell them about what will happen to the world’s cities if something is not done to stop war. The people of Hiroshima ask nothing of the world except that we be allowed to offer ourselves as an exhibit for peace. We ask only that enough peoples know what happened here and how it happened and why it happened, and that they work hard to see that it never happens anywhere again. We the people of Hiroshima are sick at heart as we look out at the world and see that nations are already fighting the initial skirmishes that can grow into a full war. We know that stopping war is not a simple thing and that there are grave questions that have to be solved before the world can have true peace. We know, too, that peace is not to be had just for the asking; all nations must agree to it. But we also know that some nation must take leadership in building the type of peace that will last. And we are looking to America for that leadership. America can call for world law and all the world will listen. Leaders of a few nations may not want to listen but their people will hear. Let the call go out from America for a federation of the nations strong enough to prevent war, and a thrill will be known in the hearts of millions of people everywhere. This is the best hope for averting a war which would see thousands of Hiroshimas. And this is the message the people of Hiroshima ask that you take back to America.”

被爆した都市の代表が、被爆後4年目にこのようなことが旧敵国の人々になぜ言えたのかということについて分析すると和解のメカニズムのヒントになる



のかもしれない。

谷川、ジョン・ハーシー、ノーマン・カズンズの3名が中心となり、トルーマン大統領に提出する10万人生存者署名の世界政府樹立請願運動が企画され、1949年4月27日、浜井市長にその企画案が提案された。これに対し浜井市長から快諾の返事が6月4日に届いた。これは現実のものなり、10万8千10名分の署名が集まった。当初は1949年8月6日に署名をトルーマン大統領に提出する予定であったが、署名がアメリカに送付されてきたのは10月7日であった。これは、5月12日に国会で決議された広島平和記念都市建設法を7月7日の住民投票にかけたため、署名収集活動がそれ以降になってしまったからであった。届いた署名の最初には、「広島市民よりトルーマン大統領に対する世界平和の請願」とあり、第1頁に「世界最初の原子爆弾戦争を体験した我等広島市民は、アメリカ大統領に対し国際連合を強化し、今後の戦争を防止しえるような強力な世界組織を作らんことを請願す。」と記載されていた。当初、この署名をホワイトハウスに持ち込むメンバーに、エノラ・ゲイ号に搭乗し、原爆を投下したファラビー少佐も含まれていた。しかし、議論の末、今回の請願の主目的は世界政府の樹立ということで除外された。注目すべきは、この署名は「非核」や「核廃絶」ではなく「世界政府設立の請願」であったということである。当時、日本はまだ国際連合にも加盟を許されていなかった。そのような状態で、10万人の広島市民が世界政府樹立の請願署名を行ったということは、当時の広島市民の平和に対する強い意思を表すのではなかろうか。

1953年11月14日、広島県の所有していた旧産業奨励館(現在の原爆ドーム、当時は「陳列館」と呼ばれていた)が広島市に移譲された。そして1954年4月1日、丹下健三氏設計の平和記念公園が完成した。平和記念公園内にある平和都市記念碑(原爆死没者慰霊碑)碑文の文案を策定したのは、広島大学名誉教授・雑賀忠義である(竹村 2005)。その碑文色紙が広島大学文書館の平和学術文庫に保管、展示されている。初案は「しずかにお眠りください／過は繰返しませんから」であった(同書 p.4)。初案が当時の市長室主事・藤本千万太に示された翌日、浜井市長のもとを訪れた雑賀から示された成文が、現在、碑文として残っているものである。

安らかに眠って下さい

過ちは

繰り返させぬから

Let all the Souls here rest in Peace;

For we shall not repeat the Error

この碑文の序幕直後から、その主語（特に「過ちは繰り返しませんから」の部分の主語について）について様々な議論があった。極東軍事裁判パル判事

（Radhavinod Pal）が広島を訪れた際、この碑文を見て批判したことは、当時の新聞でも話題になった。パル判事は、「we」を「広島市民」と読み取った。雑賀は「人類」を「we」と表現した。1952年11月4日の中国新聞の論調は、パル判事が意味を誤解してとるのも無理はないといったものであった。しかし、雑賀からの抗議文を読み真意を知り、パル判事は納得したという（竹内 2005）。



原爆死没者慰霊碑碑文色紙（広島大学文書館所蔵）

1955年には広島平和記念資料館が開館した。広島文理大学（後の広島大学）の授業嘱託であった長岡省吾が被爆直後から収集した資料等が中心に展示された。浜井が市長に復帰した1959年、長岡は資料館長に就任した。

1955年4月には広島市長選挙が行われ、現職の浜井信三が破れ渡辺忠雄が新市長に選ばれた。1955年8月6日、平和記念式典とは別に広島市公会堂で第1回原水爆禁止世界大会が開催された。これ以降、広島での平和運動が活発にな

る。広島市の平和運動について浜井（この当時は選挙に敗れ在野中）は、「もともと広島市の平和運動は、初めから特定の指導者や、政党、思想団体のようなものに引きまわされて起こったものではなかった。原爆を体験した市民の、二度とこのような悲惨時を引き起こしてはならないという切なる悲願が凝集して、期せずして統合された運動なのであった。そこには右も左もなかった。資本家も労働者もなく、思想や宗教による境もなかった。全ての市民が、一人の人間として、戦争排除と恒久平和の確立の決意を持って立ち上がった運動であったのである。」と述べている（浜井 1967）。こうした活動が活発化した背景には、1954年3月1日にビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験により、第5福竜丸が死の灰を浴びて被爆した事件があったことはいままでもない。なお原水禁の活動が、当初の思想色のないものから革新色を帯びていった背景については、浜井(1967, pp.266-275)でまとめられている。渡辺市制は1959年4月の市長選まで続き、その間、広島市民球場などが建設された。1959年の選挙で今度は浜井信三（社会党など野党推薦）が市長に返り咲いた。

1965年7月20日、原爆ドーム永久保存のための強度調査が開始された。そして広島市議会は1966年7月11日、原爆ドームの永久保存を満場一致で決議した。それを見届け、浜井市長は市長の座を退く。それから30年後の1996年12月、原爆ドームは核兵器廃絶と人類の平和を求める誓いのシンボルとしてユネスコの世界遺産一覧表に登録された。英文正式名称は、「The Hiroshima Peace Memorials」である。2006年4月21日、平和記念資料館の建物自体が国の重要文化財に指定された。

以上、本章では広島市の歴史を振り返り、軍都から平和記念都市へいかなる経路をたどってきたかレビューした。歴史をレビューすることで、平和記念都市という新しいアイデンティティーの実現を目指すリーダーの意思や、それにかかわる被爆者、市民の意思およびその変化も確認できたのではなかろうか。井上（2003, p.163）は、被爆者がニューヨークの同時多発テロ被害者のもとを訪れた際の様子を描きながら以下のように述べている。「肉親の死を報復の理由にするのを許さないと訴える(同時多発テロの)遺族と語り合い、(被爆者は)思いを共にした。広島が悲惨な体験を平和のエネルギーに変えてきたことの意味を確認した。」篠田(2007a)は、「浜井市長の姿が示すのは、信じられないほど

困難な状況において、なお前を向いて歩み続ける、人間の生きる力だ。悩み、怒り、悲しみ、苦しみを引き受けながら、しかしなお理想を掲げることの重要性を訴える、人間の意思の力だ。このことの重要性に、国境はない。」と述べている。井上や篠田は、広島市の復興に携わる人々の意思の強さや変化をそれぞれの表現でまとめている。次に象徴として残った原爆ドームについて、その存置の経緯を紐解く。そしてそこから読み取れる象徴の意味の変化を追う。

### 3. 原爆ドーム 象徴の意味の変化

#### 3-1 原爆遺構と存置問題

現在「原爆ドーム」と呼ばれている原爆遺構は、広島県立産業奨励館が被爆し、廃墟となったものの一部である。産業奨励館は1914年4月5日に広島県物産陳列館として建設された。その目的は、1904年の日露戦争を契機に軍需物資の調達などで活況を呈していた広島県産物の国内販路をいっそう拡大するためであった（『ヒロシマの被爆建造物は語る』1996）。<sup>4</sup>1944年3月31日をもって産業奨励館はその本来の業務を廃止された。その理由は戦時要請が厳しくなり、館内の展示が縮小されてしまったからである（『ドームは呼びかける』1967, p.26）。その後、中国四国土木出張所や広島県地方木材株式会社など官公庁や統制組合が使用していた。

産業奨励館は被爆前から広島のランドマーク的存在であった（『原爆ドーム世界遺産登録記念誌』1997, p.38）。小倉(1948, p.175)も「あの古い、ちょっと日本離れの趣のドームのある煉瓦造りは、広島の名物でもあったね。」と述べている。『広島市史第4巻』(1972, p.414)によれば、「その業務の主なるものを挙げれば県下の当業者の製産販売に係る物品、その他参考品の陳列、当業者の委託に応ずる製産品の販売、商工業に関わる調査研究、同通信質疑に取引の紹介等なり、設備の完全、規模の宏壮なること全国の物産陳列館中、稀に見る所にして、

---

<sup>4</sup> 建設当時の住所は、広島市細工町であったが、その後、区画整理が行われ、広島市猿楽町、1970年に最後の区画整理が行われ、現在の住所は広島市中区大手町一丁目10番地である。

本市の風致に一大美観を呈せり」とある。そして被爆後もランドマークたり続けた様子が伺える。1946年5月には、広島市内の教職員有志によって発足した広島児童文化振興会が主催して、国民学校児童（3年以上）による、爆心地の相生橋、産業奨励館を被写体とした写生大会が行われた。

戦後、広島市はオーストラリア軍とイギリス軍の管理下に置かれた。現存する当時の写真を眺めると、数多くの連合軍兵士や将校、要人が産業奨励館の原爆遺構を訪れている。当時の原爆ドームの壁には、これら訪れた連合軍関係者の名前が刻まれていた。また原爆ドームのすぐ傍には、1947年に平和記念塔と呼ばれるモニュメントが建てられた（広島市 1996b, p.26）。そのモニュメントの左側には、“BEFORE COLLAPSE”と注意書きのついた被爆前の産業奨励館と、“AFTER COLLAPSE”と注意書きのついた被爆後の産業奨励館の絵がはめられていた。その間の中央には、きこ雲を象徴するような雲の前にハトが飛んでいる彫刻が彫りこまれていた。刻まれた名前やこのモニュメントは、明らかに連合軍が産業奨励館の遺構を戦勝と偉業の達成（原爆開発と投下、そして戦争終結）の象徴と考えていた証であろう。これら2枚の絵と注意書きは、1951年の写真ではすではずされた。その代わりに日本語と英語で簡単な原爆被害の事実が書かれた板がはめこまれている（同書 p.140）。

この産業奨励館がいつごろから「陳列館」ではなく「原爆ドーム」と呼ばれるようになったのかは定かではない（『ドームは呼びかける』 1967, p.26）。活字で「ドーム」なる表現が現れるのは、筆者が調べた限りにおいて、『Hiroshima』（Hersey 1946）が最初である。1946年8月31日発行のニューヨーカー誌全巻で特集された『Hiroshima』の中で、クラインゾルゲ神父が爆心地付近を描写した表現の中に出てくる。“the Museum of Science and Industry, with its dome stripped to its steel frame, as if for an autopsy;（同書 1946, p.88）”この『Hiroshima』執筆のため、ジョン・ハーシー氏が広島を訪れたのは1946年5月。よって、この時点では「原爆ドーム」といった表現は、まだ定着していなかったことになる。同書が翻訳され『ヒロシマ』として日本国内で出版されたのが1949年4月。この『ヒロシマ』では該当部が以下のように翻訳されている。「まるで検死解剖を受けたかのように、円屋根（ドーム）の鉄骨をむき出した産業奨励館（ハーシー 1949, p.98）。」このクラインゾルゲ神父の発言からもわかるように、原子野でこのド

ームが目立つ存在であったことは伺える。

1949年8月11日に *Saturday Review* の朱筆、ノーマン・カズンズ氏が広島を訪れた。彼の帰国後、*Saturday Review* に投稿した”Hiroshima-Four Years Later”には、”the famous land mark of the atomic explosion, the hollowed-out dome of the old Industrial Exhibition Hall”と見出し表記されている(Cousin 1949, p.9)。また同報告の本文中で”the dome, or what used to be a dome, of the old Industrial Exhibition Hall”と表記されている。彼は浜井市長や谷本夫人の案内で広島市内の各所を巡るのであるが、これらの表記から、この時点で周囲にいた人間が「原爆ドーム(Atomic Bomb Dome や A-Bomb Dome)」と呼んでいた形跡は見られない。”hollowed-out”(やせこけた)は、あくまでカズンズ氏の主観として表記されているのであって、そう周囲が呼んでいたり通訳したのではないことがわかる。

中国新聞紙上で最初に「原爆ドーム」という表記が現れたのは1950年6月23日である。それ以前の1947年8月2日に「ドーム」という表現が使われるが、ジョン・ハーシーの著作物はこれよりも1年前に「ドーム」という表現を使っていることは先にも述べた。しかし、最初に現れた1950年6月23日以降も産業奨励館や陳列館といった表記がしばらく混在する。1951年8月6日の座談会「平和祭を語る」(中国新聞紙上)では、浜井信三広島市長、大原博夫広島県知事、森戸辰男広島大学長が「原爆ドーム」という表現を使っている。広島市の市勢要覧の中で初めて「原爆ドーム」の表記がなされたのは、1958年度版である(『市勢要覧』1958, p.51)。よって、すでに1950年の前半には、新聞を読む人たちが「原爆ドーム」とは何かということを認識できるレベルまで「原爆ドーム」という呼び方が浸透していたということになる。

原爆ドームや他の被爆遺構の存置に関して被爆直後から議論が始まった。1945年9月2日の中国新聞によると、広島県が爆心地に記念施設を構想した。焦土と化した姿をそのまま長く保存する案であったが、一方、原子爆弾の害毒が相当期間残存することを考慮に入れて爆心地一体を空地にする案もあった。1946年2月27日、「浅草行進曲」や「感激時代の唄」を作詞した畑耕一氏(1896-1957)が中国新聞に「全然新しい広島を」と題し「原子爆弾に対する記憶は史料として書冊に残す以外は一物も新広島の地上にとどめたくない」と主

張した。

1946年5月30日の中国新聞は、広島市観光協会が広島を世界の観光都市とするため半壊建物などを保存する計画を検討していると報じた。これは同月、上で述べたサテン少佐、モンゴメリー中尉の広島市復興顧問就任に伴い、両氏が広島市復興審議会に出席し、爆心地の保存と産業奨励館周辺に来訪者用施設の設定を助言したことにも影響を受けたのではないかと考えられる。

1947年4月17日、浜井信三が広島市長に就任する。1947年8月10日、広島市が原子爆弾の被害の特殊性などを後世に伝えるための「原爆10景」を選定した。しかしその10景の中に産業奨励館やそれを含む爆心地の風景は選ばれなかった。この当時の広島市が産業奨励館の存置に積極的ではなかったことを表す一例である。

1948年3月28日、広島市観光協会と広島電鉄などが爆心地や旧名所を巡る遊覧観光バスの運行を計画した。1948年7月12日、広島市観光協会が観光ヒロシマ建設へ向けて、元産業奨励館など13ヶ所を原爆名所として指定した。1948年8月18日の中国新聞に広島市観光協会が行った爆心の元産業奨励館の存廃についての世論調査結果が掲載された。それによると、604通の回答があり、存置436通、否存置168通であった。この事実から被爆直後から存置を支持する市民の声が大きかったことがわかる。また観光に携わるものが存置に積極的であったこともわかる。

しかし、次のような論調もあったことは事実である。1948年10月10日の夕刊ひろしまは、「あなたはいつまでそのまま？」の見出しで広島市内の原爆遺跡の写真を掲載した。産業奨励館については以下のような記事が掲載された。

「このような悲惨以外のなにものでもない残骸を都市のど真ん中に放置したまま足かけ4年—自分のアバタ面を世界に誇示して同情を引こうとする貧乏根性を広島市民はもはや清算しなければいけない。」また、井上(2003)では、多くの被爆者が心に受けた傷があまりにも大きすぎて記憶を封印したり広島を離れたりした事実が読み取れる。外に向けての体裁と被爆者の内に刻まれた傷、その両面からこうしたものを残さないという主張が存在した。

そして1949年5月11日、広島平和記念都市建設法が国会で決議された。それに伴い採用された東京大学助教授・丹下健三氏の平和記念公園設計案では、



100メートル道路から平和記念資料館の列柱を通して広島平和都市記念碑（慰霊碑）、原爆ドームを見通すことができる軸線を通した計画であった。丹下氏は原爆ドームを含めた設計案を製作していたのである。しかし、設計時点で原爆ドームが存置されるかどうかは定かではなかった。後年、丹下は原爆ドームに関して次のように述べている。「原爆ドームは当時広島県立産業奨励館と呼ばれた、広島ではモダンな建物のひとつでした。その産業奨励館が三角形（の形をした中島公園）の頂点よりやや東よりの川向こうに、ドームの鉄骨をむき出しにしたままの悲しい姿を残していました。これについても、議論は二つに分かれていました。悲惨な姿は平和時にはそぐわないから取り払おうという意見と、いや悲惨だからこそ残そうという考えです。私は残すべきだと思いました。原爆の恐ろしさ、残虐さ、非人間性、そうしたことを永久に忘れないために、もう二度と人類が原爆を使用しないために、このドームはシンボルとして残すべきだと考えたのです（『原爆ドーム世界遺産登録記念誌』 1997）。」

当時、原爆ドーム存置に関する議論が二つに分かれていたという事実、そしてその主たる主張、そして平和記念公園を設計した丹下自身が、存置についてどのように考え設計案を作ったのかということが、この発言からよくわかる。

1950年2月11日の中国新聞によれば、広島市が旧産業奨励館保存と平和祭の在り方で被爆体験者500人に対し「広島原爆体験者についての産業奨励館保存の是非と希望に関する世論調査」（1949年10月実施）を行った。それに対し428人が回答を寄せた。奨励館の保存を望む声は62%であった。その理由は、「記念のため」「戦争の戒め」「平和の象徴」などであった。逆に取り払いたいという主な理由は「惨事を思い出したくない」が多勢を占めた。市民、特に被爆体験者の多数が保存を望んでいたという事実が、ここでも明らかになっていた。

1950年6月4日の中国新聞夕刊に日本建築士会長の山下泰郎氏の「広島県産業奨励館の廃墟は取り払ったほうがいい」というコメントが掲載された。同年7月31日の中国新聞で、痛みが目立つ原爆ドームが写真付きで掲載された。同年10月24日の中国新聞夕刊のコラムに「原爆ドームの処置」と題して以下のような記事が掲載された。「（原爆ドームは）広島市の象徴とするにはあまりにも惨め過ぎないだろうか、やっぱりどこか自分のアバタ面を売り物に街頭に立

って物乞いする破廉恥にして卑屈な人間の心境に通じるものを感じないだろうか。」市民の多数が存置を求める一方で、こうした「アバタ面」の論調が何度も展開されていた様子が伺える。

そして1950年11月29日、広島県議会が元県立産業奨励館跡を文化財保護法に基づく史跡指定するよう要望決議を行った。発議は土生弘県議会議員によってなされた。その理由は、「広島は原爆による未曾有の被災を受け、全世界の同情と注視を集めているのであるが、被爆の中心地に所在している元県立産業奨励館は、被災の惨状を物語る唯一の史跡として残存し、その後50年風雨のため朽廃の度甚だしく、また倒壊に瀕しており、あまつさえ鉄材の物価騰貴のため、鉄骨の盗難また続出し、その保存はまことに遺憾な現状にある。抛って右の被爆建築物を文化財保護法に基く史蹟として指定し、更に原爆に関する諸資料および記念物をドーム内に収集陳列し、県民はもちろん、広く観光に来遊する内外人の観覧に供し、よい記念としてその保存に十全を期し、平和広島建設は申すに及ばず、世界平和の象徴とするよう早急に措置せられることを要望するものである（広島県議会議事録保存資料）」であった。当時の様子として、資材不足のためドームの鉄骨が盗難の被害を受けていたことなどがわかる。また、広島平和記念都市建設法が施行され、平和記念公園の建設も進み、平和記念資料館の枠組みも決まっていた中で、広島県が独自に産業奨励館の史蹟指定を受け、産業奨励館を資料館にしようと試みていた実態が明らかになった。広島市の計画に、広島県が必ずしも協力的でなかったのかもしれない。結果として産業奨励館は、この文化財保護法に基く史蹟に指定されなかった。

1951年8月6日の座談会「平和祭を語る」（中国新聞紙上）で浜井市長、大原博夫広島県知事、森戸辰男広島大学長は「遺跡保存は不必要だ」と語った。浜井市長は、「私は保存しようがないのではないかと思う。石の人影、ガスタンクとも消えつつあるし、いま問題となっているドームにしても金をかけさせてまで残すべきではないと思っています。」と発言した。大原知事は、「敵愾心を起こすなら別だが平和の祈念とするのなら残さなくてもいいと思う。」と述べた。森戸辰男広島大学学長は、「私も残す必要はないと思いますネ。（中略）とにかく過去を顧みないでいい平和の殿堂を造るほうにより意義があります。いつまでも残しておいてはいい気分じゃない。」と語った。1952年1月25日には、広

島商工会議所そして広島市などで行う産業奨励館復興委員会が、県営で産業奨励館の復興を行うよう県に陳情した。この時点で、県議会や市民と、浜井市長および広島市の原爆ドーム存置に関する考え方には大きな差があったことがわかる。また大原知事の「敵愾心を起こすなら別だが」という発言から、産業奨励館がアメリカに対する嫌悪の象徴となりえること、そのことを懸念し、少なくともそうなることを望んでいない様子が伺える。

1953年に入り市長および広島市の論調に少し変化が見え始める。同年2月13日に開催された広島青年会議所の2月例会で浜井市長が元産業奨励館のドームの存置について、「私個人の意見は、あの程度の建物は例えば普通の火災でもあなるから原爆の威力を示す参考にはならない。ただ現在は広島をシンボライズする絵として役立っているので、しばらくこのままにするのがよいと思う。」と語った（中国新聞）。この段階で、原爆ドームが広島象徴になっていることを市長も認めていた発言としてこの発言は重要である。

そして1953年11月14日、元県立産業奨励館が広島県から広島市に移譲された。翌15日の中国新聞には「原爆ドーム市へ譲渡」という題で次のような記事が掲載された。「アトム・ヒロシマの象徴として世界的に有名な原爆ドーム（旧産業奨励館、広島県猿楽町）は市の申請に基づき、14日大原知事名で市へ譲与するむね通知があった、市では公園施設として緑地課が管理するが、現在のところ特別の保存措置も取り壊しもせず自然に壊れるまで放置する方針でいる。」上述の浜井市長の考え方を市が踏襲していた様子がこの記事からも伺える。その後、1965年の保存に関する調査が行われるまで「放置する」という方針を実際に貫いた事実からも、「放置する」という方針が市長および市の方針であったことは事実であろう。

1954年5月21日、広島県観光連盟が原爆ドーム（旧産業奨励館）保存のため「原爆ドーム保存期成同盟」の結成を呼びかけた。その呼びかけは、「原爆ドームは広島市民が平和を希求しているシンボル。歴史的記念物であるとともに広島市にとっては貴重な観光資源」といったものであった。こうした世論の盛り上がりも考慮して、原爆ドームを管理する広島市緑政課は、原爆ドームの周囲に金網を張り、立ち入り禁止とした。

1956年3月15日に開かれた広島市議会において原爆ドームの保存について

初めて議論がなされた。上村吉郎市議会議員の「原爆ドームをいかに今後考えていくかということに対する市長のお考えをおうかがいたしとうございませぬ。」という質問に対し、1955年4月より広島市長に就任していた渡辺忠雄市長は、「どちらかに早く決定せねばなりません、私の気持ちといたしましては、これを産業陳列館にするということよりも、ここしばらくはやはり原爆の観光として保存しておくべきものである。」と述べた（『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』1987, p.816）。市議会で「原爆ドーム」という言葉が使われたのは、記録上、これが最初である。渡辺市長の発言からは、被爆者の心情に配慮するような表現は見られない。

広島市にある原爆ドームが存知の問題で揺れていた頃、長崎でも同じような問題が発生していた。1958年3月14日、長崎市にあった浦上天主堂の廃墟の取り壊しが始まった（長崎日日新聞 1958年3月15日）。直前の長崎市議会において満場一致で保存の要望を決議した。そして田川務市長が浦上天主堂側を代表する山口大司教を説得しようとしたが、希望は叶わなかった。この件について中国新聞には掲載がなかった。このことから、広島原爆ドームと長崎の浦上天主堂存置に関して、広島市と長崎市の間で意見交換があったり、それぞれの市民の関心が他地域の遺構存置に向いていたという事実はなかったように思われる。よって長崎市における遺構の撤去が広島市に何らかの影響を与えたとは考えにくい。

1959年8月5日の中国新聞に、ドイツ生まれのジャーナリストで作家のロベルト・ユンクが「原爆ドーム」と題して特別寄稿した。その中でユンクは「いまや原爆ドームは、アテネのアクロポリス、ローマのコロシウムに並ぶほど世界に知れ渡った1シンボルとなった。が、アクロポリスやコロシウムが過去の運命を語るだけなのに、元産業奨励館のあの丸い塔は、将来起こりえる運命への警告を発している。」と述べた。また翌1960年8月1日の中国新聞に作家の田宮虎彦が「広島、長崎、沖縄」と題して寄稿した。田宮は「過去は埋没する。それが運命であると思う。だが過去は、埋没するにまかしておいてよい過去ばかりではない。広島原爆ドームは、よしそれが崩れ落ちて鉄骨とガレキの堆積と化したにしても、そのあったところにいつまでも残しておかねばならぬのではないか。」と述べた。このように毎年8月6日を迎える頃になると、原

爆ドーム保存に関する議論が熱を帯びていた。しかし、組織だった保存運動というものは1950年代には見られなかった。

### 3-2 放置から存置へ

1960年5月5日、広島「折鶴の会」が原爆ドーム保存のための署名と募金運動開始を決めた（検証ヒロシマ 1945-1995, p.267）。8月4日、浜井市長は近い将来ドームを取り壊すことを明らかにした。「ドームを保存するには約1,000万円が必要。この残骸には原爆そのものの威力を示す学術的な価値はない」と発言した（汐文社編集部 1990）。8月21日の中国新聞夕刊で、原爆ドームの存廃めぐり撤去、存置論特集が組まれた。その中で浜井市長は、「世論に従って決める。」と述べた。8月28日、平和記念公園の「原爆の子の像」前で、折鶴の会に所属する子供たち10名がドーム保存を訴え募金と署名を呼びかけた。この最初の保存運動が始まったきっかけは、その年の4月に急性白血病のために亡くなった府中町の椿山ヒロ子さんの残した日記であった。日記には「二十世紀以後は原爆慰霊碑の碑文と、あのいたいたい原爆ドームだけが、いつまでも恐るべき原爆を世に伝えてくれるでしょう（1959年8月6日付）」と記されていた（検証ヒロシマ 1945-1995, p.262）。12月2日、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）の代表が広島市役所を訪れ、加藤政夫助役に原爆ドームの保存を要望した。代表は、「原爆ドームは世界の原水禁運動の象徴だ。運動のマイナスにならないよう保存するべきだ。できれば市議会で存置を決議して欲しい。」と述べた。1955年から1960年代にかけて熱を帯びてきた共産主義運動に触発され市民運動も活発化した時代、広島市でも市民運動が市政に影響を及ぼすようなことが起こり始めた。

1961年8月29日、コンクリート講習会のために広島を訪問した近藤泰夫京都大学名誉教授が、「原爆ドームは非常に危険な状態。車の振動でも崩壊する恐れ」と補強工事の必要性を指摘した。これに対し広島市は「原型のまま補強は技術的にも無理。」と消極姿勢を示した（中国新聞）。1963年10月5日の中国新聞によると、広島商工会議所のビル新築で、原爆ドーム崩壊の恐れがあるため、同会議所が広島大学工学部に調査を依頼した。これに応じて広島大学工学

部の矢野保雄講師らが原爆ドームの耐震調査を行った(中国新聞 10月23日)。その際、浜井市長は、「ドームを補強してまで残す価値はないと思う。」と述べている。翌年1964年4月11日、広島市が、原爆ドームの崩壊の危険性が強くなり西側の民家1戸に立ち退きを指示した。この頃から建物の構造を専門とする専門家の意見が出始めるが、浜井市長および市役所の自然崩壊を待つ方針に変わりがないことがよくわかる。

1964年後半から1965年にかけて、原水禁の活動が活発になるとともにドーム保存運動も活発になった。1964年11月26日、原水禁広島市協議会が原爆ドーム保存運動の提起を決めた。11月28日、原水禁広島協議会(社会党系)が被災20周年事業計画を決定した。事業計画は、①原爆白書作成運動の展開、②原水禁運動史の編集、③原爆ドーム保存運動の展開、④原水禁会館の建設、以上4つの柱からなる(中国新聞)。12月22日、原水禁広島協議会、広島キリスト教信徒会、広島宗教者平和協議会、平和と学問を守る大学人の会など11平和団体が原爆ドームの永久保存を浜井市長に要請した。この要請を受けて、浜井市長は1965年予算に計上し保存方法の研究を約束した。長崎では浦上天主堂のキリスト教信者が、浦上天主堂の廃墟取り壊しを主張し、結果として撤去されたが、広島のキリスト教信者が原爆ドームの保存を主張したことは興味深い。つまり、廃墟を残すことはキリスト教の価値観に合わないという批判や主張は、これでくつがえされたことになる。

1965年2月11日、広島市が1965年度予算に原爆ドームの強度調査費100万円の計上を決めた。同日、折鶴の会が広島市に原爆ドーム保存資金として9,181円と1,300人分の署名を提出した。この件に関して、後日、浜井は「当時、私を強く動かしたものに“折鶴の会”の陳情書があった。」と述べている(浜井1967, p.312)。3月4日の中国新聞に、折鶴の会の岩本信一君が「原爆ドームを残そう」という題で投書した。3月29日には、京都大学名誉教授の近藤泰夫博士が、湯川秀樹、丹下健三らと連名で、浜井市長に原爆ドームの保存を要望した。その「原爆ドーム保存要望書」の中で、「原爆ドームは被爆都市広島を表徴する記念聖堂であって世界における類例のない文化財である。」と述べられている(『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』 p.823)。近藤は4月30日から連載で中国新聞に「原爆ドーム保存を訴える」という題で寄稿した。近藤は寄稿の中で、「原水爆

を永久にこの地上から抹殺するためにも、現在の位置に現状のまま残して欲しい。」と主張した。

こういった度重なる要望や保存運動の影響を受けて、1965年7月20日、原爆ドーム永久保存のための強度調査が開始された。広島大学工学部の佐藤重夫教授に調査が委託された。同年11月15日、佐藤教授より原爆ドームは補強すれば保存できるという中間報告がなされた。技術的にも保存可能という調査結果が報告され、原爆ドーム保存の声はさらに高まっていく。1966年4月22日、映画「ヒロシマ 1966」の主演女優望月優子らが広島市役所を訪問した。そして、原爆ドームの存置に関して「戦争の証を立てるためにも絶対に残すべき。」と主張した（中国新聞 1966年4月23日）。5月8日には湯川秀樹京都大学教授が広島市を訪れ記者会見を行い、「原爆ドームは将来の人類のためにも。是非保存してもらいたい。いつ人類を滅ぼすかわからない分からない核兵器の恐ろしさは永久に忘れてはならないことだ。」と述べた（中国新聞 1966年5月9日）。

そして広島市議会は1966年7月11日、原爆ドームの永久保存を満場一致で決議した。決議案第21号「原爆ドーム保存を要望する決議案」は以下である。

「広島市は昨年100万円の調査費をかけ、原爆ドームの保存方法について調査を完了した。その結果、補強によって保存に耐えるとの報告を受けている。核戦争阻止、原水爆の完全禁止の要求とともに、ドームを保存することは被爆者、全市民、全国の平和を願う人々が切望しているところである。ドームを完全に保存し、後世に残すことは、原爆で亡くなられた二十数万の霊に対しても、また、世界の平和を願う人々に対しても我々が果たさなければならない義務のひとつである。よってこのドームの保存について万全の措置をとるよう決議する。昭和四十一年七月十一日 広島市議会（『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』p.822）」

浜井市長は、原爆ドーム存置の経緯について、次のように振り返っている。「原爆ドームーそれは人類の平和に対する永遠の悲願の記念碑である。（中略）市の復興都市計画を審議するとき、『原爆の惨禍を後世に伝えるためにも、このドームは、今の姿のまま残すべきである』という意見はかなり多かった。しかしまた、それに強く反対する意見も少なくなかった。その人たちは、『真に世界平和を望むならば、過去の恨みや憎しみを思い起こさせるようなものは、速や

かに取り除くべきだ』というのである。ことに被爆でかわいい子供を殺し、最愛の夫や妻、親兄弟など肉親を失った人たちにとっては、ドームの姿はいつまでも胸をえぐるのである。そんなものは一刻も早く取り壊せ、という意見も被爆者の中には多かった。無理からぬことである。これはいずれが正しいとか、間違っているとかいう問題ではない。だが、残すにしても取り除くにしても、先立つものはやはり金である。当時、そんな予算はとれないし、しばらくそのままにしておくことにした。(中略) やがて佐藤教授の調査報告ができた。それによると、ドームにはいたるところ、大小無数の亀裂ができており、煉瓦を固めてあるセメントももう朽ちてしまっているので、今のうちに補強しないと崩壊するおそれがあること、補強の工法としては、優秀な建築用接着剤ができたのでそれを圧入すれば、建物は立ったままで、亀裂を止めて保存できる方法があるというのであった。この工法は、少なからず私たちに勇気づけた。もはや、取り除くか残すかの問題ではない。いまこそ補強して保存に踏み切る時期だと私は判断した。(中略) 人間の生命は永遠ではない。あの惨事と教訓を身を以って体験した人々も、年とともにやがては次第に死に絶えていく。そのためにもこのドームを残して、その証人としての使命を果たさなければならない。これは、第二次大戦の最大の悲劇の歴史を、そのままここに残すことであり、世界平和への十字架である。—私はそう考えたのである(浜井 1967)。」浜井市長は、別の媒体で、「たまたま、今日では世論もようやく保存の方向で固まってきたし市議会も満場一致で、保存を決議した。こうした事情をも勘案して、市としても、この際、これに補強工事を施して永久に保存する決意を固めた。」とも述べている(ドームは呼びかける 1967, p.21)。

もし、この原爆ドーム保存決定後の発言だけ眺めれば、浜井市長には保存の意思が始めからあり、その時機を待っていたかのような印象を受ける。しかし、彼の歴史的な発言と行動を本節のように並べてみれば、当初は消極的であったことは明らかである。原爆ドームの存在それ自体、およびそれに関わる人々が、彼の意思の変化に影響を与えたのである。

ナック映像センター代表の田辺雅章氏は、1997年1月22日の朝日新聞で次のように述べた。「戦後の原爆ドームの姿は地獄を思い出させた。しかし50歳を過ぎてドームに親しみを感じるようになってきた。原爆で陳列館は大きな外



傷を負い、私も心に傷を負った。今、ドームの姿が自分自身のように見えるのです。」田辺氏の自宅は被爆当時、産業奨励館の隣にあった。時間の経過とともに存置に反対していた被爆者の心境も変化した。

1996年12月、原爆ドームは核兵器廃絶と人類の平和を求める誓いのシンボルとしてユネスコの世界遺産一覧表に登録された。英文正式名称は、「The Hiroshima Peace Memorials」である。

以上、本章では原爆ドーム存置に関する経緯、そして浜井市長などの証言などをまとめた。この経緯において、まず、原爆ドームが何を象徴しているかという点について時代とともに変化または追加された事実がうかがえる。被爆直後には、戦勝と偉業達成の象徴であった。そして原爆被害の象徴、つまり原爆の破壊力のすさまじさを表現するものになった。当時の木原市長の「平和をもたらした原子爆弾」という表現からもわかるように、「非核」といった具体的な概念はまだ存在しなかった。また浜井市長が原爆ドームの撤去の根拠とした「学術的な価値はない」というコメントからも推測できるように、原爆被害を分析するという意味での存在価値は認められていたが、それが一段落すればその存在価値はないと考えられた。

それが戦争惨禍の象徴となり、存置の議論が起こった。被爆者にとって、それが戦争惨禍、原爆被害の象徴であり続ける以上、己の心の傷をえぐるようなものが残っていること自体に疑問を感じたり撤去を求めたりしたのは当然であろう。一方、こうした遺構を残すことで戦争の惨禍を語り継ぎ、このような被害を招く戦争を繰返さないようにと語り継いでいくという考え方もあった。これに広島県や広島市の存置のための財政負担の問題もあり、存置の問題は「放置」という形で被爆から20年以上棚上げされた。

それが時を経て、折鶴の会や原水禁運動など平和運動の象徴となり同時に非核の象徴となった。保存運動など市民レベルの運動、技術的に保存することが可能になったこと、時がたち被爆者の心境にも変化が見え始めたこと、経済成長期に入り保存のための資金獲得（募金）に目処がついたこと、以上のような事実から保存が現実のものとなった。そしてユネスコの世界遺産に登録され非核と恒久平和の象徴となった。それとは別にヒロシマの象徴であり続けた。

#### 4. むすび

象徴となった原爆ドームは、その時代時代に応じて様々な形で人々に影響した。原爆ドームは、戦後まもなく、戦勝と偉業達成（原爆の開発と投下、そして戦争の終結）の象徴として広島を訪れた連合軍の兵士に自信を与えた。そして原爆の威力による被害の象徴として、研究調査の対象となった。その調査に基づいて原爆の威力が明らかになり、核のパワーの象徴として冷戦時代に人々に脅威を与えた。1960年代に入り、原水禁など市民運動が盛んになると、それは非核の象徴として運動に取り込まれた。1967年以降は、公式に戦争の惨事と平和の象徴となった。1996年に世界遺産に登録されて以降、それは非核と恒久平和の象徴となり、現代の我々に平和を説き続けている。

Bar-Tar and Bennink(2004, p.17)は、平和を願う意思は、動機、ゴール、信頼醸成、感性といった要素によって支えられ、そうした要素こそ和解の産物であると述べている。復興のメンタル面の到達点が、平和を願う意思の醸成や和解にあるのであれば、原爆ドームは、まさに人々に到達点を指向する影響を与えてきたことになる。それは「平和をもたらした原子爆弾」と考えられた時期においても、意識調査の結果などによって明らかにされていた。平和モニュメントが復興のメンタル面に強い影響を及ぼしたことが、広島市の例では見て取れた。本稿作成のための調査の過程で、様々な限界、例えば、被爆者や当時責任のある立場にあった人への聞き取り調査が困難であること、一次資料がすでに消失し、二次資料に頼らざるを得なかったことなどが見えた。今後、こうした事情はさらに悪化していくことも考慮し、引用文献の中で失われそうなものに関しては全文転載を心がけた。今後、同じような関心で研究を進める人が現れたときの手助けになればと考えた。

平和モニュメントが平和に資し、平和が経済に資するのであれば、すなわちODAなどを使って平和モニュメントを建設することが可能になる。本稿は、最初の命題「平和モニュメントが平和に資する」の証明を目的とする研究の一環として書かれた。平和モニュメントが紛争後の社会に与える影響は、単にシンボリックなものを建設するという事に留まらない。それを企画・建設する段階で、敵対する勢力間の対話が促進される。また建設後も、平和記念式典など継続して平和について考える機会が対立する勢力間に与えられることになる。

そして、平和モニュメント自体がその地域の平和に直接資するのである。それは平和への意思と能力の強化という形になって現れる。

この研究を進めていけば、どの地域にどのタイミングでどのような平和モニュメントを建設すれば、より効果的にその地域の平和に資するかという解を得られるのではないか。具体的には紛争の形態と場所、経過時間などから具体的に建設すべき、または残すべきものを絞りだし、平和構築に役立てられるかもしれない。

謝辞（敬称略、アイウエオ順）

イダ・グランタス、上杉勇司、大河内則一、大河内ゆう子、越智克夫、越智恵理子、梶原千恵子、加藤舞、金井塚遠、川村康恵、熊崎詩織、佐々木将人、篠田英朗、高柴優貴子、ナイラ・バーバイアン、ナデル・ゴドビ、淵ノ上忠良、淵ノ上好枝、宝田百代、松尾雅嗣、山口正大、山根達郎、吉田修、米山隆一、米山順子

#### 参考文献

- 秋月辰一郎『死の同心円ー長崎被爆医師の記録』講談社、1972, pp.262.
- 石田宜子「過ちは繰返しませんからー碑文論争の歩み」『広島市公文書館紀要』20、1997, pp.39-59
- 井上恭介『ヒロシマー壁に残された伝言』集英社新書、2003, pp.185.
- 浦上カトリック教会『浦上天主堂改装記念誌』聖母の騎士社、1981, p.33.
- 小倉豊文『広島原爆の手記 絶後の記録』中央社、1948, pp.254.
- カンパベル・スミス『カントの永久平和論ー史説解説と本論』近代文藝社、1996, pp.224.
- クラウゼヴィッツ 日本クラウゼヴィッツ学会訳『戦争論』芙蓉書房出版、2001, pp.417.
- 佐々木雄一郎『写真記録 ヒロシマ 25 年』朝日新聞社、1970, pp. 282.
- 篠田英朗『平和構築と法の支配 国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社、2003, pp.255.

- 篠田英朗「今を読む 平和への志、国境はない」中国新聞 2007年4月8日, 2007a, p.3.
- 篠田英朗「平和とは生き続けることである－国際平和構築活動とヒロシマの遺産」『RATIO3』講談社、2007b, pp.318-335.
- ジョン・ハーシー『ヒロシマ』財団法人法政大学出版局、1949, pp.150.
- 高木敏子「平和と改憲 ほんとうにこれでいいのですか」朝日新聞 2007年5月21日, p.21.
- 田川勉、永島正一、毎熊儀一「長崎の平和と文化を語る」印刷界 8月号, 1963, pp.44-53.
- 竹村信治「北畠豊彦氏寄託『原爆死没者慰霊碑碑文色紙』解題」Problematique VI 〈文学／教育 6〉、2005, pp.13.
- 谷本清『ヒロシマの十字架を抱いて』講談社、1950, pp.226.
- 中国新聞社『年表ヒロシマ 核時代50年の記録』、1995, pp.1946.
- 汐文社編集部『原爆ドーム物語』汐文社、1990, pp.55.
- 寺光忠『ヒロシマ平和都市法』中国新聞社、1949, pp.46.
- 永井隆『長崎の鐘』日比谷出版社、1949, pp.319.
- 長崎市『碑は訴える ～原爆モニュメント・遺構集～』長崎国際文化会館編集、株式会社藤木博英社、1986, pp.176.
- 長崎市『長崎原爆資料館ガイドブック』長崎原爆資料館、2000, pp.20.
- 長崎市小学校職員会『明治維新以降の長崎年表』長崎市小学校職員会、1925, pp.375-377.
- 長崎市編『ナガサキは語りつぐ』岩波書店、1991, pp.214.
- 長崎市役所『長崎原爆戦災誌 第1巻 総説編』長崎国際文化会館、1977, pp.595-596.
- 長崎市役所『長崎原爆戦災誌 第2巻 地域編』長崎国際文化会館、1979, pp.292-298.
- 長崎市役所ホームページ  
([http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/oldsengen/oldsengen\\_1948\\_j.htm](http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/oldsengen/oldsengen_1948_j.htm))
- 長崎市役所総務部調査統計課『長崎市政六十五年史 前編』長崎市役所総務局

- 調査統計課、1956, p.1546.
- 長崎新聞社『長崎新聞に見る長崎県戦後 50 年史』長崎新聞社、1995, pp.312.
- 長崎日日新聞「平和の象徴を残せ 岩口議員 長崎市議会、浦上天主堂問題で  
論戦 市長 原爆禍は科学で証明」1958/2/17, p.6.
- 長崎日日新聞「廃墟をぜひ残したい 論議の的、浦上天主堂」1958/2/26, p.5.
- 長崎日日新聞「原型保存の望み絶つ 浦上天主堂の再建始まる 廃墟一部を移  
して残す」1958/3/15, p.5.
- 長崎の原爆遺構を記録する会『原爆遺構 長崎の記憶』有限会社海鳥社、2005,  
pp.47-49.
- 長崎民友新聞「浦上天主堂永久に保存 他所に移転しても 長崎市が表明教会  
側へさらに交渉」1958/2/26, p.5.
- 日本平和学会編『沖縄 一平和と自立の展望一』平和研究叢書 2, 1980, pp.280.
- 浜井信三『原爆市長 ヒロシマとともに二十年』凸版印刷株式会社、1967, pp.317.
- ピーター・ファン・デン・ダンゲン 坪井主税訳「ルーサン国際戦争と平和博  
物館 (1)」札幌学院大学人文学会紀要 68, 2000, pp.91-101.
- ピーター・ファン・デン・ダンゲン 坪井主税訳「ルーサン国際戦争と平和博  
物館 (2)」札幌学院大学人文学会紀要 69, 2001, pp.91-102.
- 広島県『広島県史 現代 通史VII』凸版印刷株式会社、1983, pp.1199.
- 広島市『ドームは呼びかける 一原爆ドーム保存記念誌一』中本印刷株式会社、  
1967, pp.88.
- 広島市『被爆 50 周年 ヒロシマの被爆構造物は語る 一未来への記録』大学印  
刷株式会社、1996a, pp.399.
- 広島市『被爆 50 周年図説戦後広島史 街と暮らしの 50 年』広島市企画総務局  
公文書館、1996b, p.382.
- 広島市議会『広島市議会史 議事資料編II』大学印刷株式会社、1987, pp.1151.
- 広島市市民局平和推進室『原爆ドーム世界遺産登録記録誌』産興株式会社、1997.
- 広島市役所『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号 昭和 24 年版』広  
島市総務局調査課、1950, pp.140.
- 広島市役所『市勢要覧 昭和 33 年版』広島市総務局総務課、1958, pp.140.
- 広島市役所『広島原爆戦災史』広島市役所、1971, pp.1-320.

- 広島市役所『広島市史 第4巻』名著出版、1972, pp.765.
- 藤原帰一『戦争を記憶する』講談社現代新書、2001, pp.204.
- 淵ノ上英樹・松岡俊二「効果的援助の研究史」広島大学連携融合事業「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力のあり方に関する調査研究」  
Discussion Paper Series Vol.1, 2006a, pp.14.
- 淵ノ上英樹「インドネシア・アチェの紛争評価：武力紛争予防のための開発援助とは」『第17回国際開発学会全国大会報告論文集』、2006b, pp.60-63.
- 松尾雅嗣「安全保障と平和」『人間の安全保障論の再検討』IPSHU 研究報告シリーズ研究報告 No.31, 2003, pp.1-23.
- 山田一太郎「アンジェラスの鐘とともに」『証言ーヒロシマ・ナガサキの声』長崎の証言の会、1990, pp.96-99.
- 山根和代「平和博物館、平和博物館建設運動の現状と課題」立命館平和研究、2003, pp.3-14.
- ヨハン・ガルトゥング、藤田明史『ガルトゥング平和学入門』法律文化社、2003, pp.227.
- ヨハン・ガルトゥング『ガルトゥングの平和理論 グローバル化と平和創造』法律文化社、2006, pp.258.
- Bar-Tal, D. and Bennink, G.H. (2004) "The Nature of Reconciliation as an Outcome and as a Process," *From Conflict Resolution to Reconciliation*, Oxford University Press, Inc., pp.11-38.
- Cousin, N. (1949) "Hiroshima –Four Years Later-" *The Saturday Review* Vol.32, No.38, pp.8-11, 30-31.
- Galtung, J. (1969) "Violence, Peace, and Peace Research" *Journal of Peace Research* 6 (3), pp.167-191.
- Hersey, J. (1946) *Hiroshima*, Borzoi Books, pp.118.
- Stead, W.T. (1902) "Object lessons in war and peace. Opening of the Bloch Museum in Lucerne" *The Review of Reviews* Vol. 26, 1902, pp.37-40.
- Tanimoto, K. (1949) "Hiroshima's Idea" *The Saturday Review* Vol.32, No.10, pp.20-21.
- Wechs, L. (1995) *Peace Museums Worldwide*, United Nations Publications on Peace,

pp.72.

Wiberg, H. (1993) "European Peace Research in the 1990s" BALAZs and Wiberg  
(eds.), pp.9-25.